**企業・法人等との協働の森づくりに関する指針**

 第１　趣旨

山村の過疎化の進行や木材価格の低迷等により、適切に管理されていない森林が増加する一方、地球温暖化対策などにより森林の重要性が改めて見直されている。

また、企業・法人等（以下「企業等」という。）においては、社会貢献活動や環境問題への取組みに対する意識の高まりの中、植樹等の森づくりへの参画の機運が高まっている。

そこで、それら企業等の取組みを積極的に支援し、水源のかん養などの森林が有する公益的な機能の維持、向上を図るとともに、森林の重要性を広く県民に周知し、県民参加の森づくりを推進することを目的として、県が企業等への支援を行う際の指針を定めるものとする。

 第２　企業・法人等との協働の森づくりの内容等

企業・法人等との協働の森づくり（以下、「企業等の森づくり」という。）の内容は、森林の有する公益的機能の向上、企業等と地域との交流を通じた地域振興などに寄与するため、次に掲げる内容を基本に、対象とする森林の状況を勘案し、企業等と森林所有者が協議を行い決定するものとする。なお、期間は、３～５年間を目途とするが、企業等と森林所有者との協議により決定する。

（１）森林整備活動（植樹、下刈り、枝打ち、間伐等）

（２）森林を利用した地域との交流活動

（３）自然観察や環境教育

（４）その他当指針に定める趣旨にふさわしいと認められる活動

 第３　県の支援等

　１　県は、企業等と森林所有者の意向を十分把握し、森林の紹介を行うものとする。なお、県の紹介する１事業地は、原則として０．１ｈａ以上とする。

２　県は、第４に掲げる協定書等の締結等が円滑に進むよう協力、支援を行うものとする。

　３　県は、第２に掲げる活動を行う際、必要な知識、技術、人材（指導者）の確保等について、関係市町村等と協力し支援を行うものとする。

 第４　協定書等の締結

１　企業等の森づくりにおいては、企業等と森林所有者との間で取組み内容、その他必要事項を記載した協定書を締結するものとする。その際、県は必要に応じ立会いを行うものとする。

２　協定書は、別記第１号様式を標準とし、企業等と森林所有者が協議して内容を決定する。

３　企業等の森づくりを受け入れる森林所有者と企業等は、必要に応じ土地の賃貸借契約書を締結するものとする。

 第５　企業等の森づくり活動における留意事項

１　企業等は、各種法令を遵守するとともに、円滑に活動を進めなければならない。

２　第４に掲げる協定書に記載された森林について、企業等が個別の名称を使用する場合、森林所有者と協議するとともに、地域住民の意向にも配慮しなければならない。

３　前項の趣旨を示す看板類の設置については、森林所有者と協議の上、企業等の負担により行うものとする。

 附則

 　１　この指針は、平成２０年１２月２４日から施行する。

２　この指針は、令和　５年１１月　７日から施行する。

別記第１号様式

企業・法人等との協働の森づくり「○○の森」森づくり協定書

 ○○株式会社（以下「甲」という。）、森林所有者○○（以下「乙」という。）は、○○における森づくりを協働で進めることについて、次のとおり協定を締結する。

 （目的）

第１条　甲は、第２条に定める森林において、甲（乙）が実施する植樹や下刈り、間伐等の森づくり活動を通じて社会貢献を行うこと（、並びに地域社会との交流を図ること）により、地域の発展に寄与することを目的とする。

 （協定区域）

第２条　この協定により、甲（乙）が森づくり活動を行う森林は、次の各号に掲げるとおりとし、この森林の名称を「○○の森」という。

１　所在地　熊本県○○○○

２　面　積　○○ヘクタール

３　図　面 別紙のとおり

　（協定期間）

第３条　この協定の有効期間は、令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日までとする。

　　ただし、甲又は乙から当該期間を延長したい旨の申し出があった場合は、甲及び乙が協議のうえ、当該期間を延長することができるものとする。

　（活動の実施）

第４条　森づくり活動の内容は次に掲げるとおりとし、甲及び乙が協議のうえ別途定める「○○の森」活動計画（以下「活動計画」という。）に基づき実施するものとする。

（１）森林整備（地拵え、植栽、下刈、間伐、作業道の開設・・・・）

（２）管理業務（巡回、安全対策、防火対策等・・・・）

（３）環境整備（休憩小屋、ベンチ、看板等の設置・・・・）

（４）○○の社員等と協働して行う森林保全活動等

（５）その他、森づくり活動に必要と認める事業

 （実施の主体）

第５条　森づくり活動の実施主体は、次のとおりとする。（甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容 | 事業実施主体 | 主たる費用負担者 |
| （１）森林整備 |  |  |
| （２）管理業務 |  |  |
| （３）環境整備 |  |  |
| （４）協働森林保全活動等 |  |  |
| （５）その他 |  |  |

２　甲（乙）は、事業の一部を第三者に委任又は請け負わせることができるものとする。

 （経費の負担）

第６条　甲は、協定期間中に乙が実施する事業（第５条の規定により主たる費用負担者が甲である事業に限る。）に係る費用について、○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）を限度として支払うものとする。（甲及び乙が協議して別途定めるものとする。）

２　各年度において甲が乙に支払う森づくり活動に要する費用は、次の金額を基本とし、各年度の開始前に甲乙協議のうえ定めるものとする。

　　　令和　年度　　　○○○千円

　　　令和　年度　　　○○○千円

　　　令和　年度　　　○○○千円

　　　令和　年度　　　○○○千円

　　　令和　年度　　　○○○千円

３　乙が実施した森づくり活動に係る費用については、乙が甲に対し、事業実績報告書等を添えて事業の実施に要した金額を提示し、甲は寄付金として当該金額を乙の指示に従って支払う。

４　甲は、必要があると認めた場合は、乙に対し各事業の実施状況、費用負担の内訳その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。この場合、乙はこれに協力しなければならない。

　（立木等の財産の帰属）

第７条　区域内に植樹する樹木及び間伐材等並びに甲が設置若しくは補修を行った工作物（道路等）は、契約期間中、契約満了後又は契約が解約され若しくは解除された場合のいずれの時においても、乙の所有に帰属するものとする。

　（森林所有者等の責務）

第８条　乙は、第３条に定める協定期間内において立木の伐採、開発等の土地の改変行為を行わないよう努めなければならない。ただし、公共事業等やむを得ない事由により立木の伐採若しくは他の用途に転用する場合は、あらかじめ甲に通知し協議しなければならない。

２　協定期間中に対象森林の所有権を移転又は貸借する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るとともに、乙は、所有権を取得する者又は貸借を受ける者に対して、この協定を継承させるものとする。

　（信義誠実の尊重）

第９条　甲及び乙は、相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行するものとする。

　（その他の事項）

第１０条　この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事

項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

　この協定の証として、この証書を２（３）通作成し、甲及び乙（甲、乙及び立会人）の署名の上、各自その１通を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　甲　　　○○県○○市町村○○

　　　　　　　　○○会社

　　　　　　　　　代表取締役社長○○　　　　　　　（署名及び印）

　　　乙　　　熊本県○○

　　　　　　　　森林所有者○○　　　　　　　　　　（署名及び印）

 （ 立会人 熊本市水前寺６丁目１８番１号

　　　　　 　 熊本県

 代表者　熊本県知事 　○○○○ ）

 （特記）この様式は、標準タイプを示したものであり、甲及び乙の協議により内容を　　　　　 決定するものとする。